

議案第34号

平成28年度
那覇市土地区画整理事業特別会計予算

平成28年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,531千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 3
	1 真嘉比古島第一地区手数料	1
	2 壺川手数料	1
	3 真嘉比古島第二地区手数料	1
2 財産収入		6
	1 真嘉比古島第二財産運用収入	3
	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入	3
3 繰入金		20,943
	1 総務管理繰入金	883
	2 真嘉比古島第二繰入金	20,059
	3 基金繰入金	1
4 繰越金		4
	1 総務管理繰越金	1
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	1
	3 壺川繰越金	1

款	項	金 額
	4 真嘉比古島第二繰越金	千円 1
5 諸収入		4
	1 総務管理雑入	1
	2 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	3 壺川延滞金、加算金及び過料	1
	4 真嘉比古島第二地区延滞金、加算金及び過料	1
6 保留地処分金		10, 143
	1 真嘉比古島第二保留地処分金	10, 143
7 清算徴収金		9, 428
	1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	1, 218
	2 壺川清算徴収金	1, 019
	3 真嘉比古島第二地区清算徴収金	7, 191
歳 入	合 計	40, 531

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理総務費		千円 4,035
	1 総務管理費	4,035
2 土地区画整理事業費		4,006
	1 真嘉比古島第二土地区画整理費	4,006
3 清算費		24,425
	1 真嘉比古島第二地区清算費	24,425
4 基金積立金		6,144
	1 真嘉比古島第一地区基金積立金	3
	2 真嘉比古島第二基金積立金	6,141
5 公債費		1,921
	1 公債費	1,921
歳 出	合 計	40,531

平成 28 年 度

那 覇 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算

平成 28 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 49,180,524 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費及び保健事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における
款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 28 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 5,959,506
	1 国民健康保険税	5,959,506
2 使用料及び手数料		9,170
	1 手数料	9,170
3 国庫支出金		14,615,135
	1 国庫負担金	9,236,089
	2 国庫補助金	5,379,046
4 療養給付費等交付金		1,053,282
	1 療養給付費等交付金	1,053,282
5 前期高齢者交付金		3,653,661
	1 前期高齢者交付金	3,653,661
6 県支出金		2,818,428
	1 県補助金	2,299,123
	2 県負担金	519,305
7 共同事業交付金		14,009,748

款	項	金 額
	1 共同事業交付金	千円 14,009,748
8 財産収入		31
	1 財産運用収入	31
9 繰入金		5,261,065
	1 他会計繰入金	5,261,064
	2 基金繰入金	1
10 諸収入		1,800,498
	1 延滞金加算金及び過料	31,210
	2 預金利子	3
	3 雑入	1,769,285
歳 入	合 計	49,180,524

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 655,705
	1 総務管理費	481,458
	2 徴税費	85,712
	3 運営協議会費	724
	4 収納率向上特別対策事業費	51,573
	5 医療費適正化特別対策事業費	36,238
2 保険給付費		26,772,793
	1 療養諸費	22,707,314
	2 高額療養費	3,719,310
	3 移送費	501
	4 出産育児諸費	336,168
	5 葬祭諸費	9,500
3 後期高齢者支援金等		4,681,020
	1 後期高齢者支援金等	4,681,020
4 前期高齢者納付金等		2,250

款	項	金 額
	1 前期高齢者納付金等	千円 2, 250
5 老人保健拠出金		181
	1 老人保健拠出金	181
6 介護納付金		2, 226, 261
	1 介護納付金	2, 226, 261
7 共同事業拠出金		14, 010, 354
	1 共同事業拠出金	14, 010, 354
8 保健事業費		268, 994
	1 特定健康診査等事業費	242, 646
	2 保健事業費	26, 348
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 諸支出金		49, 514
	1 償還金及び還付加算金	47, 232
	2 繰出金	2

款	項	金 額
	3 指定公費の立替	千円 2,280
11 予備費		513,451
	1 予備費	513,451
歳 出	合 計	49,180,524

第2表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
納税催告センター運営事業（国民健康保険課）	平成28年度から 平成32年度まで	32,101

議案第36号

平成 28 年 度 那 覇 市 市 街 地 再 開 発 事 業 特 別 会 計 予 算

平成 28 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,559,669 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 28 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 1,801,350
	1 国庫補助金	1,801,350
2 繰入金		329,988
	1 一般会計繰入金	329,988
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 市債		904,800
	1 市債	904,800
5 県支出金		523,530
	1 県補助金	523,530
歳 入 合 計		3,559,669

歳 出

款	項	金 額
1 都市再開発事業費		千円 3,363,549
	1 都市再開発事業費	3,363,549
2 公債費		196,120
	1 公債費	196,120
歳 出 合 計		3,559,669

第2表 地方債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 都市再開発事業	904,800	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	904,800			

議案第 37 号

平成 28 年 度
那覇市介護保険事業特別会計予算

平成 28 年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,037,933 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 28 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		千円 4,412,406
	1 介護保険料	4,412,406
2 使用料及び手数料		1,736
	1 手数料	1,736
3 国庫支出金		6,151,364
	1 国庫負担金	4,208,142
	2 国庫補助金	1,943,222
4 支払基金交付金		6,405,553
	1 支払基金交付金	6,405,553
5 県支出金		4,436,936
	1 県負担金	3,153,068
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	1,283,867
6 財産収入		172
	1 財産運用収入	172

介護保険事業特別会計

10-001

款	項	金 額
7 繰入金		千円 3,628,733
	1 他会計繰入金	3,628,732
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		1,030
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 雑入	1,028
10 市債		1
	1 市債	1
11 サービス収入		1
	1 予防給付費収入	1
歳 入 合 計		25,037,933

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,812,417
	1 総務管理費	1,521,070
	2 徴収費	28,006
	3 介護認定審査会費	263,341
2 保険給付費		22,649,874
	1 介護サービス等諸費	21,250,586
	2 介護予防サービス等諸費	1,371,367
	3 その他諸費	27,921
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		180
	1 基金積立金	180
5 地域支援事業費		568,589
	1 介護予防事業費	227,814
	2 包括的支援事業・任意事業費	340,775

款	項	金 額
6 諸支出金		千円 6,872
	1 償還金及び還付加算金	6,871
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		25,037,933

第2表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
第7次なは高齢者プラン策定事業（ちゃーがんじゅう課）	平成29年度	4,500
緊急通報システム事業業務委託契約（シルバーハウジング）（ちゃーがんじゅう課）	平成28年度から 平成31年度まで	3,573

議案第38号

平成28年度
那覇市後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,029,871千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月12日提出

那覇市長 城間 幹子

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,388,962
	1 後期高齢者医療保険料	2,388,962
2 使用料及び手数料		702
	1 手数料	702
3 繰入金		628,657
	1 一般会計繰入金	628,657
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		11,549
	1 延滞金、加算金及び過料	744
	2 償還金及び還付加算金	10,752
	3 預金利子	1
	4 雑入	52
歳 入 合 計		3,029,871

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 33,374
	1 総務管理費	21,140
	2 徴収費	12,234
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,985,745
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,985,745
3 諸支出金		10,752
	1 償還金及び還付加算金	10,751
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		3,029,871

議案第 39 号

平 成 28 年 度
那 覇 市 病 院 事 業 債 管 理 特 別 会 計 予 算

平成 28 年度那覇市の病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 300,278 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 諸収入		千円 300,278
	1 貸付金元利収入	300,278
歳 入 合 計		300,278

歳 出

款	項	金 額
1 公債費		千円 300,278
	1 公債費	300,278
歳 出 合 計		300,278

議案第 40 号

平成 28 年 度

那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成 28 年度那覇市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 245,216 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 28 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 67,546
	1 一般会計繰入金	67,546
2 諸収入		29,973
	1 貸付金元利収入	29,967
	2 雑入	6
3 繰越金		15,697
	1 繰越金	15,697
4 市債		132,000
	1 市債	132,000
歳 入 合 計		245,216

歳 出

款	項	金 額
1 民生費		千円 245,216
	1 母子父子寡婦福祉費	245,216
歳 出	合 計	245,216

第2表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	132,000	証書借入	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定めるところによる。
計	132,000			